

別表第2(第3条関係) 不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間
(贈賄)	
1 入札参加資格者等が業務に関し、贈賄の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	当該認定をした日から
(1) 本市の職員に対する贈賄	24月
(2) 和歌山県内の他の公共機関の職員に対する贈賄	12月
(3) 和歌山県外の公共機関の職員に対する贈賄	6月
(独占禁止法違反)	
2 業務に関し入札参加資格者等が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反し、本市発注の物品購入等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から
(1) 公正取引委員会の刑事告発があったとき又は独占禁止法違反の容疑により逮捕されたとき。	
ア 本市発注の物品購入等における違反	24月
イ 和歌山県内の他の物品購入等における違反	18月
ウ 和歌山県外の物品購入等における違反	12月
(2) 公正取引委員会の排除措置命令又は課徴金納付命令があったとき。	
ア 本市の物品購入等における違反	12月
イ 和歌山県内の他の物品購入等における違反	8月
ウ 和歌山県外の物品購入等における違反	6月
(談合等)	
3 入札参加資格者等が談合罪又は競売入札妨害罪の容疑により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	当該認定をした日から
(1) 本市発注における談合等	24月
(2) 和歌山県内における談合等	18月
(3) 和歌山県外における談合等	12月
(談合による損害賠償請求)	
4 入札参加資格者等に談合があったとして、本市が損害賠償請求を行ったとき。	当該認定をした日から
(1) 本市が提起した談合による損害賠償請求訴訟において入札参加資格者等の談合が認定されたとき。	6月
(2) 本市が訴訟を提起する前に損害賠償請求に応じ、全額納付したとき。	3月

(不正又は不誠実な行為)	
6 別表第1及び前各項に掲げるときのほか、業務に関し入札参加資格者等が不正又は不誠実な行為をし、本市発注の物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定した日から
(1) 暴力行為を行い、逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	
ア 入札参加資格者等のうち、使用人を除く者が行った暴力行為	
(ア) 本市内における暴力行為	9月
(イ) 本市外における暴力行為	6月
イ 入札参加資格者等のうち、使用人が行った暴力行為	
(ア) 本市内における暴力行為	6月
(イ) 本市外における暴力行為	3月
(2) 脱税行為により逮捕、書類送検又は起訴されたとき。	3月
(3) 重加算税を徴せられたとき。	2月
(4) 業務関係法令、労働者使用関係法令及び環境保全関係法令に重大な違反(当該法令違反により逮捕、書類送検若しくは起訴され、又は監督官庁から処分を受けた場合等をいう。)をしたとき。	3月
(5) 本市発注の物品購入等の入札等の事務において正当な理由がなく契約を締結しなかったとき。	3月
(6) 本市発注の物品購入等の入札に際し、正当な理由がなく担当職員の指示に従わなかったとき。	2月
(7) 本市発注の物品購入等に係る非公表とされている情報を不正に入手、若しくは入手しようとしたとき。	3月
(8) 本市発注の物品購入等に関し、暴力団等から不当要求行為等を受けたにもかかわらず、市に報告せず、又は所管の警察に報告若しくは届出をしなかったとき。	3月
(9) 前各号に掲げる場合のほか、警告を受けても改善されないなど、不正又は不誠実な行為により契約の相手方として不適当であると認められるとき。	3月以内
(反社会的行為)	
7 入札参加資格者等(使用人を除く。)が極めて重大な反社会的行為があり、本市発注の物品購入等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から

- |  |    |
|--|----|
| (1) 新聞等により報道されたとき。                           | 3月 |
| (2) 刑法(明治40年法律第45号)に基づき逮捕、書類送検<br>又は起訴されたとき。 | 3月 |